

## 八王子市

### 地方税の賦課徴収に関する事務の「特定個人情報保護評価書（案）」（概要）

#### 1 社会保障・税番号制度とは

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき実施される社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）について、平成 27 年 10 月から、市民の皆さま一人ひとりに個人番号が通知されます。

番号制度は、社会保障・税・災害対策の分野で行政運営の効率化を図り、市民の皆さまの利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための仕組みです。

#### 2 特定個人情報保護評価とは

番号制度を実施するにあたっては、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点から特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の取扱いについて、適切な措置を講じる必要があり、そのため、番号法では特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を行うことが義務付けられています。

保護評価は、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを八王子市として宣言するものです。

なお、特定個人情報ファイルとは個人番号をその内容に含む電子計算機用のファイルやデータベースをいいます。

#### 3 八王子市の地方税の賦課徴収に関する事務に係る保護評価の実施について

八王子市では、番号制度を導入するにあたり国の特定個人情報保護委員会が定めた規則及び指針に基づき、保護評価を実施します。

保護評価は事務ごとに実施し、そのうち一定規模以上の事務については、評価内容を具体的に記載した特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を公示し、広く市民の皆さまの意見を求めるものとされています。

八王子市における「地方税の賦課徴収に関する事務」は、一定規模以上の事務に該当するため、評価書の案について市民の皆さまのご意見を募集します。

#### 4 地方税の賦課徴収に関する事務に係る評価書の内容

##### 基本情報（評価書 1 ページ～8 ページ）

地方税の賦課徴収に関する事務の内容、使用するシステム、特定個人情報ファイルを取り扱う理由などを記載したもの。

##### 特定個人情報ファイルの概要

以下の 3 つのファイルについて、対象となる本人の数、使用目的及び記録される項目等を記載したもの。また、各ファイルの提供及び移転先（ ）についても記載している。

提供・・・評価実施機関以外の者に特定個人情報を提供すること。

評価実施機関とは、特定個人情報保護評価を実施する執行機関（市町村長や教育委員会など）のこと。

移転・・・評価実施機関内において、特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務で使用するために提供すること。

本保護評価の場合、地方税の賦課徴収に関する事務で取り扱う特定個人情報を介護保険などの他の事務で使用するために提供すること。

##### （ 1 ）賦課徴収情報ファイル（評価書 9 ページ～53 ページ）

地方税（住民税、固定資産税、軽自動車税）の税額決定や減免等にあたっての課税対象者の情報や課税対象者の収納状況（税金の受け取り状況）の正確な把握に必要なファイル。

##### （ 2 ）国税連携システムファイル（評価書 54 ページ～58 ページ）

地方税の税額決定等にあたって必要な情報として国税庁から送付される確定申告書データと、他の税額決定等に必要な資料の紐づけを確実にを行うために必要なファイル。

##### （ 3 ）住民税給報連携システムファイル（評価書 59 ページ～61 ページ）

地方税の税額決定等にあたって必要な情報として年金支払者及び給与支払者から送付される給与支払報告書及び公的年金支払報告書等のデータと、他の税額決定等に必要な資料の紐づけを確実にを行うために必要なファイル。

##### （ 4 ）各システムファイルの記録項目（評価書 62 ページ～69 ページ）

##### 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報を取り扱う際の多様なリスクについて分析し、リスクを軽減するための措置について記載したもの。

##### 特定個人情報の入手

（ 1 ）賦課徴収情報ファイル（評価書 70 ページ～71 ページ）

（ 2 ）国税連携及び住民税給報連携システムファイル（評価書 83 ページ～84 ページ）

##### 特定個人情報の使用

- ( 1 ) 賦課徴収情報ファイル ( 評価書 72 ページ ~ 73 ページ )
  - ( 2 ) 国税連携及び住民税給報連携システムファイル ( 評価書 84 ページ ~ 85 ページ )
- 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- ( 1 ) 賦課徴収情報ファイル ( 評価書 74 ページ ~ 75 ページ )
  - ( 2 ) 国税連携及び住民税給報連携システムファイル ( 評価書 85 ページ ~ 86 ページ )
- 特定個人情報の提供・移転
- ( 1 ) 賦課徴収情報ファイル ( 評価書 76 ページ )
  - ( 2 ) 国税連携及び住民税給報連携システムファイル ( 評価書 86 ページ )
- 情報提供ネットワークシステムとの接続
- ( 1 ) 賦課徴収情報ファイル ( 評価書 77 ページ ~ 80 ページ )
  - ( 2 ) 国税連携及び住民税給報連携システムファイル ( 評価書 86 ページ )
- 特定個人情報の保管・消去
- ( 1 ) 賦課徴収情報ファイル ( 評価書 81 ページ ~ 82 ページ )
  - ( 2 ) 国税連携及び住民税給報連携システムファイル ( 評価書 86 ページ ~ 88 ページ )

その他のリスク対策 ( 評価書 89 ページ )

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載したもの。

開示請求、問合せ ( 評価書 90 ページ )

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、ファイルの取扱いに関する問合せについて記載したもの。

評価実施手続 ( 評価書 91 ページ )

しきい値判断結果、市民の皆さまへの意見聴取の方法などについて記載したもの。

なお、しきい値判断とは事務の対象者数などにより評価書の種類を判断するものです。

## 5 地方税の賦課徴収に関する事務に係る保護評価のスケジュール

平成 26 年 12 月 1 日 ( 月 ) ~ 平成 27 年 1 月 5 日 ( 月 ) 意見募集の実施

平成 27 年 1 月下旬 市民の皆さまのご意見とその対応内容について公表

平成 27 年 2 月頃 第三者点検 ( 外部の有識者による評価書の点検 )

平成 27 年 3 月頃 国の特定個人情報保護委員会へ評価書を提出し、八王子市のホームページで公表